平成２８年（フ）第２２号
山梨県大月市御太刀２丁目８番16号
債務者　赤崎　益子
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第３２号
長野市篠ノ井御幣川730番地７
債務者　岡井　佳久
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３号
長野県上田市長瀬3687番地１　ロイヤルレジデンス長瀬Ｂ棟205号
債務者　中山久美子（旧姓本庄・平井）
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１０５号
名古屋市西区上名古屋２丁目26番２号　プレシアス赤城401号、従前の住所愛知県小牧市上末438－１　グレイスヒル102
債務者　今村　友哉
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０号
三重県津市芸濃町小野平626番地
債務者　近澤さち子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３６号
滋賀県守山市吉身６丁目４番35号
債務者　大西　和子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４４号
大津市大江４丁目27番１号　メゾン・ド・ヤマザキ306、前住所大津市大萱４丁目11番１－133号
債務者　大谷　　優
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４８号
滋賀県守山市大門町83番地３
債務者　京近　晴菜
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９号
滋賀県東近江市宮荘町889番地　エステートピア889　２－Ｅ
債務者　脇　　雄治
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第３３号
滋賀県東近江市宮川町691番地138
債務者　新藤　亜紀
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第３９号
滋賀県犬上郡甲良町大字長寺1233番地25
債務者　西川　勇樹
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第４４号
滋賀県彦根市開出今町1563番地13
債務者　安部　晶子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２号
鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬2597番地３はわい長瀬団地１－405（旧住所　鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1119番地）
債務者　酒井　名穂
1　決定年月日時　平成28年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第３０号
愛媛県伊予郡松前町大字浜363番地の２
債務者　福本　貴章
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４号
愛媛県今治市東鳥生町１丁目８番17号　鳥生レジデンス３－311号、住民票上の住所愛媛県今治市国分７丁目１番26号、前住所愛媛県今治市高部甲550番地１、前々住所愛媛県今治市旭町３丁目２番地10
債務者　志佐　知紀
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第１４号
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野1675番地４
債務者　松永　寛絵
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第３５号
福岡県久留米市西町917番地４　永光ビル302号、前住所福岡県久留米市東櫛原町2060番地２　ドミール・パレス櫛原501号
債務者　森　　直貴
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部